

特定非営利活動法人 発達支援研究所COLOR 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人発達支援研究所COLORという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都練馬区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、発達障害児者やその家族および保育士、教師、心理士等専門家を対象として、発達支援や専門家の人材育成、及び発達障害に関する調査研究などを行い、発達障害およびその関連領域の福祉と教育の向上に努め、もって社会の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (2) 発達障害児者及びその家族等に対する発達支援、発達相談事業
- (3) 発達障害に関する保育士、教師、療育専門家等の人材育成事業
- (4) 発達障害に関する調査研究事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して6箇月以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長として置くことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 監事の解任
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

（資産の構成）

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

（会計の原則）

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	菊地 啓司
理 事	越智 友美恵
理 事	新村 博隆
監 事	鈴木 由香里
監 事	西村 奨

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和10年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員（個人・団体） 0円 賛助会員（個人・団体） 0円

(2) 年会費 正会員（個人・団体） 3,000円 賛助会員（個人・団体） 1口3,000円

(1口以上)

役員名簿

（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 発達支援研究所COLOR

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- ☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名	(フリガナ) 氏名	報酬の有無	役職名等
1	理事	キクケ タカン 菊地 啓司	有	理事長
2	理事	オチ ユミエ 越智 友美恵	無	
3	理事	ニイムラ ヒロタカ 新村 博隆	無	
4	監事	スズキ ユカリ 鈴木 由香里	無	
5	監事	ニシムラ ショウ 西村 奨	無	
6				
7				
8				
9				
10				

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人 発達支援研究所 COLOR

1 事業実施の方針

現法人（特定非営利活動法人 発達支援研究所スプラウト）からの事業引き継ぎ、事業譲渡に向けて児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の3つの現事業を引き続き運営していく。

利用者に対しては、新法人の設立背景と支援の継続性を丁寧に説明し、安心して利用を続けていただけるよう、積極的な情報発信と支援体制の構築に努める。

あわせて、各事業の開始準備および現法人からの事業譲渡手続きをスムーズに進めていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業 (事業費の総費用【 0 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	障害のある子ども達への児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業（事業開始準備・事業譲渡の準備）	次年度決定	法人事務所	3名	障害のある子どもとその家族	1日10名	0
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	保育所等訪問支援事業（事業開始準備・事業譲渡の準備）	次年度決定	法人事務所	3名	障害のある子どもとその家族 訪問園の保育士、教師等	100名	0
発達障害児者及びその家族等に対する発達支援、発達相談事業	外来療育による直接支援や外来相談、心理検査等の事業（事業開始準備・事業譲渡の準備）	次年度決定	法人事務所	3名	発達障害児者とその家族	外来10名前後 心理検査年20件	0
発達障害に関する保育士、教師、療育専門家等の人材育成事業	公認心理師等の実習生の受け入れや、園や学校等への巡回相談事業（事業開始準備・事業譲渡の準備）	次年度決定	法人事務所	3名	巡回園の保育士、教師、保護者等	巡回5カ所 実習生10名前後	0
発達障害に関する調査研究事業	事例検討会の開催、研修会の講師の派遣事業（事業開始準備・事業譲渡の準備）	次年度決定	法人事務所	3名	支援者等	年2回	0

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 0】千円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費 (千円)

令和9年度

事業計画書

特定非営利活動法人 発達支援研究所 COLOR

1 事業実施の方針

児童発達支援、放課後等デイサービス、および保育所等訪問支援の3事業を柱とし、地域ニーズに応じた質の高い支援体制を推進する。

児童発達支援事業においては、近年の未就学児の利用傾向を踏まえ、従来の枠ごとの対象年齢区分を撤廃する。通所希望時間に応じた柔軟な受け入れ体制を構築し、利用機会の確保を図る。

放課後等デイサービス事業においては、既存枠が満床であり年間出席率も90%を超えている現状に対応するため、通所枠の増設を行い、需要に応える体制を整える。

保育所等訪問支援事業においては、訪問ニーズが非常に高い現状（学齢児70名・未就学児30名）を踏まえ、職員配置・訪問時間・訪問回数の最適化および事務時間の確保を進め、効率的かつ安定した実施体制を整える。

また、療育内容の質的向上に向けて、アセスメント結果を丁寧に見極めて個別支援計画へ確実に反映させ、療育内容の充実を図る。あわせて、発達や障害の理解、就園・就学支援を目的とした保護者学習会を開催するなど、家族支援を推進するとともに、行政、他事業所、相談支援事業所との連携を強化する。さらに、実習生や見学の積極的な受け入れを通じ、地域における人材育成にも貢献していく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【35,840】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	障害のある子ども達への児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業	毎週月曜～土曜	COLOR ルーチェ001	12名	障害のある子どもとその家族	1日10名	28,278
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	保育所等訪問支援事業	毎週月曜～金曜	訪問先の幼稚園、保育園、小中学校、学童クラブ	3名	障害のある子どもとその家族 訪問園の保育士、教師等	100名	7,276
発達障害児者及びその家族等に対する発達支援、発達相談事業	外来療育による直接支援や外来相談、心理検査等の事業	月曜～土曜	COLOR ルーチェ001	12名	発達障害児者とその家族	外来10名前後 心理検査年20件	179

発達障害に関する 保育士、教師、療育 専門家等の人材育 成事業	公認心理師等の実習生の 受け入れや、園や学校等 への巡回相談事業	毎週月曜～金 曜	COLOR ルーチェ 001	3名	巡回園の保 育士、教師、 実習生等	巡回5カ所 実習生10名 前後	107
発達障害に関する 調査研究事業	事例検討会の開催、研修 会の講師の派遣事業	随時	COLOR ルーチェ 001 講演先	3名	支援者等	年2回	0

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費 (千円)

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 発達支援研究所COLOR

（単位：円）

科 目		金 額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			45,000
正会員受取会費		12,000	
賛助会員受取会費		33,000	
2 受取寄附金			0
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3 受取助成金等			0
受取補助金			
4 事業収益			0
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業		0	
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業（保育所等訪問支援事業）		0	
発達障害児者及びその家族等に対する発達支援、発達相談事業		0	
発達障害に関する保育士、教師、療育専門家等の人材育成事業		0	
発達障害に関する調査研究事業		0	
5 その他の収益			0
受取利息		0	
経常収益計			45,000
【B】 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			0
役員報酬		0	
給料手当		0	
法定福利費		0	
福利厚生費		0	
(2) その他経費			0
教材費		0	
退職給付費用		0	
事業費計			0
2 管理費			
(1) 人件費			0
職員厚生費		0	
職員研修費		0	
(2) その他経費			0
出張旅費交通費		0	
消耗品費		0	
水道光熱費		0	
通信費		0	
地代家賃		0	
リース料		0	
支払手数料		0	
支払顧問料・報酬		0	
減価償却費		0	
保険料		0	
その他一般管理費		0	
管理費計			0
経常費用計			0
当期経常増減額 【A】－【B】・・・①			45,000
【C】 経常外収益			
雑収入			
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
支払利息			
経常外費用計			0
当期経常外増減額 【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額 ①＋②・・・③			45,000
法人税、住民税及び事業税・・・④			70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤			35,000
次期繰越正味財産額 ③－④＋⑤			10,000

設立時

令和9年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 発達支援研究所COLOR

（単位：円）

科 目	金 額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費		45,000
正会員受取会費	12,000	
賛助会員受取会費	33,000	
2 受取寄附金		1,000,000
受取寄附金	1,000,000	
施設等受入評価益		
3 受取助成金等		1,650,000
受取補助金	1,650,000	
4 事業収益		41,850,000
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	33,000,000	
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業（保育所等訪問支援事業）	8,500,000	
発達障害児者及びその家族等に対する発達支援、発達相談事業	200,000	
発達障害に関する保育士、教師、療育専門家等の人材育成事業	150,000	
発達障害に関する調査研究事業	0	
5 その他の収益		15,000
受取利息	15,000	
経常収益計		44,560,000
【B】 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		35,300,000
役員報酬	6,000,000	
給料手当	23,400,000	
法定福利費	4,750,000	
福利厚生費	1,150,000	
(2) その他経費		540,000
教材費	180,000	
退職給付費用	360,000	
事業費計		35,840,000
2 管理費		
(1) 人件費		90,000
職員厚生費	30,000	
職員研修費	60,000	
(2) その他経費		8,110,000
出張旅費交通費	60,000	
消耗品費	500,000	
水道光熱費	420,000	
通信費	360,000	
地代家賃	3,600,000	
リース料	1,600,000	
支払手数料	300,000	
支払顧問料・報酬	480,000	
減価償却費	120,000	
保険料	240,000	
その他一般管理費	430,000	
管理費計		8,200,000
経常費用計		44,040,000
当期経常増減額 【A】－【B】・・・①		520,000
【C】 経常外収益		
雑収入	0	
経常外収益計		0
【D】 経常外費用		
支払利息	70,000	
経常外費用計		70,000
当期経常外増減額 【C】－【D】・・・②		-70,000
税引前当期正味財産増減額 ①+②・・・③		450,000
法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤		10,000
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤		390,000

特定非営利活動法人発達支援研究所COLOR

設立趣旨書

発達障害は子どもの中で5%から10%の有病率を持ち、多くは2、3歳の幼児期に発見、診断されます。しかし、子どもたちを取り巻く状況は決して十分とは言えません。早期から子ども自身に対する専門的な発達支援の必要性と同時に、親・家族の精神保健への支援、さらには子どもを取りまく周囲の大人たち、保育園、幼稚園、学校の保育士や教師を支援し、地域で発達障害児者を育む環境を整えることが喫緊の課題となっています。

こうした状況の中で、私たちは、専門家として障害を持つ子どもたちや、その親・家族の役に立ちたいと、「特定非営利活動法人 発達支援研究所スプラウト」として支援に取り組んでまいりました。

私たちは、発達障害児者に対して、専門的見地から取り巻く環境を整え、ご家族と共にその適切な発達・成長を促すことを目標として、2026年現在までの10年間にわたり①定期的な通所による広汎性発達障害・自閉症を中心とする発達障害児者の発達支援②保護者への助言・相談③巡回相談や保育所等訪問支援を通して地域の保育園、幼稚園、学校等の保育士や教師へのサポート④教材や指導法の開発など、障害を持った子どもやご家族への支援等を積極的に行っていました。当所の療育を受けた子どもたちは2026年現在までに2,000名を超えるほどになっています。

発達障害に対する正しい知識の社会的啓発活動や、発達障害児者とその家族のよりよい地域生活への継続的かつ効果的な支援、他区市町村への事業展開を幅広く考えていく上で、組織的、財政的基盤がどうしても必要となります。そこで、専門家集団として信頼され、安定した幅広い活動ができる法人組織を再構築し、運営し発展させていくことを決意いたしました。

今後、私たちは、発達障害児者と家族への将来に対する連続性を持った質の高い発達支援を提供すること、保育園、幼稚園、学校、地域の関係諸機関との連携を密にし、地域支援を充実させること、行政とも連携し障害の早期発見、早期対応の質の向上、充実につとめること等に積極的に取り組んで参りたいと思います。こうした活動を通して法人組織として社会全体の利益の増進にも寄与して参りたいと思います。

私たちは今ここに「特定非営利活動法人 発達支援研究所COLOR」を設立いたします。

2026年 9月 1日

設立代表者

氏名 菊地 啓司